

港長公示第 7 - 53 号

港則法第 4 3 条第 1 項の規定により、京浜港において、次のとおり異常気象等時特定船舶へ情報の提供を開始するので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 7 年 10 月 8 日

京 浜 港 長（公印省略）

京浜港における異常気象等時特定船舶に対する情報の提供の開始について

京浜港において、強風による船舶交通の危険を防止するため、異常気象等時特定船舶に対し、下記のとおり、情報の提供を実施する。

記

1 期間

令和 7 年 10 月 8 日 22 : 00 から別途公示するまでの間

2 区域（別図参照）

港則法施行規則第 2 0 条の 6 別表第 6 に掲げる区域とする。

3 備考

異常気象等時特定船舶は、前項に規定する区域において航行し、停留し、又はびよう泊をしている間は、提供される情報を聴取しなければならない。

ただし、次に掲げる場合は除く。

（ 1 ） V H F 無線電話を備えていない場合

（ 2 ） 電波の伝搬障害等により V H F 無線電話による通信が困難な場合

（ 3 ） 他の船舶等と V H F 無線電話による通信を行っている場合

※異常気象等時特定船舶

小型船及び汽艇等以外の船舶であって、2 項目記載の区域において航行し、停留し、またはびよう泊をしているもの